MAMA'S HEAVEN 利用規約

第1条 本 MAMA'SHEAVEN 利用規約の目的等

- 1. 本 MAMA'SHEAVEN 利用規約(以下「本利用規約」という)は、一般社団法人日本産後ケア協会(以下「当協会」という)と、サービス利用者又はサービス提供者との間で当協会の提供する MAMA'SHEAVEN のウェブサイト(以下「本サイト」という)等で当協会が提供するサービス(以下「本サービス」という)の利用に関する条件を定めることを目的とします。
- 2. 本サイト等は、サービス利用者とサービス提供者に、産後ケアサービスを受ける機会やそれを行う機会を提供することを目的とするものであり、サービス利用者とサービス提供者との間に雇用関係の成立をあっせんする目的ではないこと、当協会はいかなる場合においても産後ケアサービス契約の当事者とはならないことを、サービス利用者とサービス提供者は確認し、同意するものとします。
- 3. サービス利用者とサービス提供者は、本サイトの利用を開始することにより、本利用規約に同意したものとみなされます。また、本利用規約にご同意いただけない場合は、本サービスをご利用できません。
- 4. 本利用規約以外の本サービスに関するガイドページ、よくあるお問い合わせも本利用規約の一部を構成するものとし、サービス利用者とサービス提供者はこれに同意するものとします。

第2条 定義

本利用規約において、別段の定めがない限り、用語の意味は末尾の定義集に定めるところによるものとします。

第3条 本サービスの内容

- 1. 当協会が本サイト上で、サービス利用者に対して提供する本サービスは下記の各号に定めるものとします。
 - (1) 産後ケアリストの検索・閲覧
 - (2) 産後ケアサービスの予約・申込
 - (3) お客様の声の閲覧
 - (4) 上記に付随関連するサービスで、当協会が必要と認めるもの
- 2. 当協会が本サイト上で、サービス提供者に対して提供する本サービスは下記の各号に定めるものとします。
 - (1) プロフィールの掲載
 - (2) 産後ケアリストが提供できるサービスの掲載
 - (3) お客様の声の閲覧
 - (4) 上記に付随関連するサービスで、当協会が必要と認めるもの
- 3. 第1項第2号、前項第1号及び第2号のサービスを利用するためには、当協会の登録を受ける必要があります。当協会は、登録希望者について審査を行った後、登録するものとします。ただし、当協会は、サービス利用者とサービス提供者の身元調査を行う義務を負わないものとし、サービス利用者とサービス提供者が登録要件を満たしていること及びサービス利用者とサービス利用者の登録内容が正確、完全または最新であることを保証するものではありません。

第4条 サービス利用者の登録

- 1. 本サイトへの登録ができるサービス利用者は、以下の者とします。
 - (1) 産前・産後のママとその家族(2親等内)
 - (2) サービス利用者または当協会が認める者から紹介を受けた者
 - (3) 上記のほか、当協会が認めた者
- 2. 登録を希望するサービス利用者は、本サイト上の「新規登録」より申込みを行い、次項に定める必要書類を当協会に提出(データによる提出も含みます。)するものとします。
- 3. 登録を希望するサービス利用者は、以下の書類を提出しなければなりません。
 - (1) 本人確認書類の写し
 - (2) 未成年者の場合には法定代理人の承諾書
 - (3) その他当協会が必要と認める書類

第5条 サービス提供者の登録

- 1. 本サイトへの登録ができるサービス提供者は、以下の要件を全て満たす者とします。
 - (1) 産後ケアリストの資格を有する当協会の正会員の者。ただし、休会中の方は除きます。
 - (2) 18歳以上の者。ただし、未成年者においては、法定代理人の承諾がある場合に限る。
- 2. 本サイトへの登録を希望するサービス提供者は、本サイト所定の事項を記載した上、次項に定める必要 書類を当協会宛に提出し(データによる提出も含みます。)、登録を申し込むものとします。
- 3. 登録を希望するサービス提供者は、以下の書類を提出し、当協会と面談をしなければなりません。
 - (1) 本人確認書類の写し
 - (2) 未成年者の場合には法定代理人の承諾書
 - (3) プロフィール上に資格を保有することを記載した場合は、当該資格を保有することを証する書面の 写し
 - (4)産後ケアサービスの内容として、居宅訪問型保育事業(子ども預かりサービス)を行う場合にあっては、当該事業についての都道府県知事等への届出を証する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証する書類及び賠償責任保険に加入していることを証する書類
 - (5) 各自治体の助成金を受ける場合にあっては、その助成金を受けることを証する書類
 - (6) そのほか当協会が必要と認める書類

第6条 登録拒否又は削除等

当協会はサービス利用者とサービス提供者が以下の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、その登録を拒否することができ、登録後であっても事前の通知を行うことなく登録の取消をすることができます。当協会はかかる対応について一切の説明義務を負わず、責任を負わないものとします。

- (1) 当協会の定める登録要件を満たさない場合または満たさなくなった場合
- (2) 当協会に提供された登録事項または提出書類の全部または一部につき記載漏れ又は事実と異なる記載があった場合
- (3) 未成年者の登録につき、法定代理人の承諾を得ていなかった場合
- (4) 反社会的勢力に該当する、または資金提供その他により反社会的勢力等の維持、運営に協力も しくは関与していると当協会が判断した場合

- (5) 過去に有罪判決(但し、軽微な交通犯罪を除く。)を受けている場合
- (6) 過去5年間に監督官庁から営業許可又は登録等の取消し、業務の禁止又は停止等の処分を受けている場合
- (7) 過去に当協会との契約に違反した場合または登録を拒否もしくは取消しをされた者である場合
- (8) 本規約の禁止行為を行い、または行うおそれがあると当協会が判断した場合
- (9) 登録された連絡先(メールアドレス、電話番号等)への問合せに対し7日以上返事がなかった 場合
- (10) 本サイト内において、同一サービス提供者が複数の登録を行っている場合
- (11) 本利用規約および本サイトにおいて、規定されたサービスの内容に反するサービスを提供した場合
- (12) 当協会、サービス利用者、サービス提供者その他の第三者等に損害、危害や危険を及ぼす可能性があると当協会が判断した場合
- (13) そのほか当協会が登録を不適切と認めた場合

第7条 登録の変更

サービス利用者及びサービス提供者は、その登録内容(氏名、住所、メールアドレス、電話番号、緊急連絡先など)に変更が生じたときは(サービス提供者にあっては、プロフィールに記載した資格又は免許等の取消し、業務の禁止又は停止の処分等を受けたときを含みます。)、速やかに、当協会に対し、変更事由等の内容とともに、その変更事由等の内容を示す書類(本人確認書類の写し等)を提出するものとします。

第8条 サービス利用者とサービス提供者の表明補償

サービス利用者とサービス提供者は、当協会に提供した登録情報を含む一切の情報が、過不足なく、正確かつ最新の内容であることを確約します。

第9条 書類の提出

当協会は、いつでもサービス利用者及びサービス提供者に対し、当協会が必要と認める書類、電子データ等の提出を要請することができ、サービス利用者及びサービス提供者はこれに応じるものとします。

第10条 産後ケアサービス契約の内容

- 1. サービス提供者が提供する産後ケアサービスの内容は、サービス提供者によって異なりますので、本サイト上にサービス提供者が提供できるサービスとして記載した事項をご確認ください。
- 2. サービス提供者が産後ケアサービスを提供できる時間帯は、原則、午前8時から午後8時までの間としますが、実際に提供できる時間帯はサービス提供者によって異なりますので、サービス提供者のプロフィールをご確認ください。なお、上記時間帯以外の場合でも、産後ケアサービスが提供できる場合がございますので、その場合には当協会に別途ご相談ください。
- 3. 産後ケアサービスの提供時間は1回1時間以上とするものとし、以後30分ごとに時間を設定するものとします。

4. 産後ケアサービスのサービス料は、産後ケアリストによって異なりますので、サービス提供者のプロフィールをご確認ください。

第11条 産後ケアサービス利用の申込み

- 1. サービス利用者がサービス提供者から産後ケアサービスの提供を受ける場合は、サービス利用者およびサービス提供者の間で、産後ケアサービス契約を締結する必要があります。
- 2. サービス利用者は、産後ケアサービスの利用をするにあたっては、本サイト上で所定の必要事項を入力し、申込みをする必要があります。
- 3. 当協会は、サービス利用者から前項の申込を受けた後、サービス利用者に記入していただいた内容を、サービス提供者に伝え、サービス提供の可否、サービス利用料などの確認を行い、サービス利用者にその結果をお伝えします。
- 4. サービス利用者は、当協会がサービス提供者との間で確認した内容をご連絡した後、48 時間以内に、当協会にその内容を承諾したことをご連絡いただくとともに、サービス利用料及び紹介手数料などを第13条に定める方法によりお支払いいただきます。サービス利用者からサービス利用料及び紹介手数料などをお支払いいただいた時点で、産後ケアサービス契約が締結されるものとします。サービス利用者から48 時間以内に、当協会への連絡並びにサービス利用料及び紹介手数料などのお支払いがない場合には、産後ケアサービス契約は締結されていないこととなり、初めから手続きを行っていただく必要があります。その場合には、当初予定されていた産後ケアサービスが受けられなくなる可能性がありますので、ご注意ください。
- 5. サービス利用者が、産後ケアサービスを受けたことがないサービス提供者から産後ケアサービスの提供を受けることとなる場合には、第2項の申込みをした後、サービス利用者と当該サービス提供者との間で面談(以下「初回面談」といいます。)を行った後、第3項、第4項の手続きを行うものとします。サービス提供者は、初回面談時に、サービス利用者に対して、本人確認書類、プロフィールに記載している資格、研修の受講履歴の内容を証する書面を提示することとし、当協会から求められた場合には、この面談の記録を提出するものとします。
- 6. サービス利用者およびサービス提供者は、自らの責任において産後ケアサービス契約を締結するものとし、当協会がいかなる場合であっても産後ケアサービス契約の当事者になるのではないことを確認します。産後ケアサービス契約に関連して生じた紛争等について、サービス利用者およびサービス提供者間で解決することとし、当協会は一切法的責任を負うものではありません。但し、サービス提供者とサービス利用者との間で生じた紛争について、必要に応じて第31条に記載される問い合わせ先への相談を行うことができるものとし、当協会は、紛争の解決のため、必要な範囲で適切な対応を行うものとします。

第12条 紹介手数料

- 1. サービス利用者及びサービス提供者は、産後ケアサービス契約を締結する場合、紹介手数料を当協会に支払うものとします。
- 2. サービス利用者が支払う紹介手数料は、産後ケアサービス利用料(サービス提供者が初回面談について面談費用を要することを定めている場合にはその費用を加算します。以下同じ。)の 10%相当額(ただし、300 円未満の場合は 300 円とします。)とし、サービス提供者が支払う紹介手数料は当協会が別に定める金額とします。

第13条 産後ケアサービス利用料等の支払い

- 1. サービス利用者は、産後ケアサービス利用料及び紹介手数料を、当協会指定の銀行口座への振込み又は PayPal の利用により支払うものとします。振込手数料等支払に要する費用は、サービス利用者の負担と なります。
- 2. サービス提供者の交通費、各産後ケアサービスに関連してサービス利用者等の依頼によりサービス提供者が立替えた費用の諸費用は、産後ケアサービス実施当日に、サービス提供者に直接支払っていただきます。
- 3. 各自治体に助成金事業登録を行っているサービス提供者より産後ケアサービスの提供を受ける場合で、助成金等を受けることができるときに、第1項によりお支払いいただく金額は、その都度、当協会から連絡をします。
- 4. 産後ケアサービス終了後、当協会はサービス提供者に代わって、産後ケアサービス利用料の返金、減免は行いません。

第14条 サービス提供者への支払い

当協会は、サービス提供者に対し、別に定める時期・方法により、サービス利用者から受領した金額から、サービス提供者が支払う紹介手数料を控除した金額を支払います。なお、当協会は、サービス利用者による産後ケアサービス利用料の未払いについて何らの責任を負うものではありません。

第15条 産後ケアサービス契約キャンセル

- 1. 産後ケアサービス契約成立後、当協会が酌量すべき事情があると認める場合を除き、サービス利用者が解約(キャンセル)する場合、以下のキャンセル料をお支払いいただきます。サービス利用者は、キャンセル料に加え、キャンセル料の10%相当額(ただし、300円未満の場合は300円とします。)を当協会に紹介手数料として支払うものとします。
 - (1)サービスの提供開始予定日時から起算して 48 時間前までにキャンセルする場合は、無料
 - (2)サービスの提供開始予定日時から起算して 24 時間以上 48 時間未満までにキャンセルする場合は、サービス契約で定められたサービス利用料の 50%
 - (3)サービスの提供開始予定日時から起算して 24 時間未満にキャンセルする場合は、サービス契約で 定められたサービス利用料の 100%

ただし、開始予定日時から起算して 2 時間未満のキャンセルについては、予約確定時に申請のあった交通費を上記キャンセル代に加算するものとする。

- 2. 当協会は、サービス利用者からキャンセルがあった場合、前項に定めるキャンセル料及びその 10%相当額を控除した残金を、当協会所定の方法により返金します。振込手数料等返金に要する費用はサービス利用者の負担とします。
- 3. 産後ケアサービス契約成立後、サービス提供者が当該契約を一方的にキャンセルする場合、当協会が酌量すべき事情があると認める場合を除き、罰則金として1万円を支払うものとします。また、一定の期間内に当協会が定める一定の回数のキャンセルを行った場合には、当該サービス利用者の登録を取り消すものとします。
- 4. 前項により、サービス提供者が当該契約を一方的にキャンセルした場合、当協会は、サービス利用者から受領した金額をすべて返金します。この場合、振込手数料等返金に要する費用はサービス提供者の負担とします。
- 5. 当協会は、サービス利用者又はサービス提供者が第6条又は第19条に該当するおそれがあると認められ

る場合など当協会が必要と判断した場合には、産後ケアサービス契約の成立後に当該契約を解約することができるものとします。この場合、当協会は当該キャンセルについて何らの責任を負わないものとします。キャンセルに関連してサービス利用者、サービス提供者に生じた一切の損害について、当協会は、当該キャンセルに合理的な理由がないことについて当協会に故意または重過失がある場合を除き、いかなる責任も負いません。

6. 前項により、当協会が産後ケアサービス契約を解約した場合、当協会はサービス利用者から受領した金額をすべて返金します。振込手数料等返金に要する費用は当協会が負担します。

第16条 産後ケアサービス提供時の確認

- 1. サービス提供者は、産後ケアサービス終了時に当協会が別に定める「産後ケア実施記録」の内容をサービス利用者に確認してもらい、署名(捺印のみでも可)をもらうこととします。
- 2. サービス提供者は、当協会に、産後ケア実施記録を、産後ケアサービスを行ってから1週間以内に送付するものとします。産後ケア実施記録の送付がない場合には、当協会は、産後ケア提供者に当協会がお預かりしているサービス利用料をお支払いすることはできません。また、産後ケア実施記録の送付の遅延が複数回発生した場合には、当協会が当該サービス提供者の登録を抹消することができます。
- 3. サービス利用者は、サービス提供者によるサービスの様子を録画する場合には、事前にサービス提供者の 承諾を得たうえで、社会通念上相当な範囲及び場所において行うものとします。サービス利用者は、録画 した映像をサービス提供者に、産後ケアサービスの内容を確認する場合を除き、無断で使用したり、第三 者への提供、公開をしてはならないものとします。

第17条 産後ケアサービスの提供時間の延長

サービス利用者は、サービス提供者の同意を得て、産後ケアサービス契約で定められた時間を延長して、 産後ケアサービスの提供を受けることができます。この場合、延長した時間に係るサービス利用料(以下 「延長サービス利用料」といいます。)は、サービス提供者のプロフィール欄記載の金額(記載がない場合には、その都度サービス提供者と合意して定めた金額)とします。サービス利用者は、延長サービス利用料とその10%に相当する金額(以下「追加紹介手数料」といいます。)を、産後ケアサービス終了時に サービス提供者に直接支払うものとします。サービス提供者は、当協会に、追加紹介手数料を、当協会が 別に定める時期・方法により支払うものとします。

第18条 子どもの預かりサービスを提供する場合の特則

- 1. 産後ケアサービスの内容として子ども預かりサービスを提供するサービス提供者は、第 11 条第 5 項に定めるサービス提供者とサービス利用者との間で事前に面談を行うことを厳守するものとし、事前の面談をせずに、子ども預かりサービスを提供することは禁止します。
- 2. 子ども預かりサービスにおいて、サービス提供者への子どもの引き渡し及びサービス提供者からの子ど もの引き渡しについては、当該子どもの親又は当該親から子どもをサービス提供者に引き渡す権限を与 えられた成人の者により行われるものとします。
- 3. サービス利用者は、サービス提供者に対し、子ども預かりサービスの提供時間中、子どもの様子の報告を求めることができ、サービス提供者は電話又はメール等により適時に報告をするものとします。
- 4. サービス提供者は、子ども預かりサービスにおいて、子どもの引渡しをする際、保育の内容や預かっている間の子どもの様子をサービス利用者に報告するものとします。

- 5. サービス提供者は、預かっている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた場合には、サービス利用者に直ちに連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応を行うものとします。また事故が発生した場合、発生状況等について、都道府県等へ報告するとともに当協会にも報告するものとします。
- 6. 前項の場合、サービス利用者は、緊急事態への対応に要した費用をサービス提供者に支払うものとします。

第19条 禁止事項

- 1. サービス利用者とサービス提供者は、本サイトの利用に際し、以下の禁止行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当協会または他の利用者を含む第三者の一切の権利(財産権、知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉権を含みますが、これらに限られません。)を侵害する行為(本サイト 上に公開されている他の利用者に関する情報(写真を含みます。)を、他の利用者の承諾なく、インターネット上へ転載(アップロード等することを含みますが、これに限られません。)する行為
 - (2) 法律、条令、政令、公序良俗に反する行為
 - (3) 反社会的勢力に関与し、または利益を供与する行為
 - (4) 本サイトを通じて知ったサービス利用者とサービス提供者は、本サイトを通じることなく直接サービス提供に関し、契約を締結し、報酬を支払い、または受領する行為。サービス利用者とサービス提供者との間の直接契約および産後ケアリスト同士の引き抜き行為(退会後も含むがこれに限られない)を含むがこれに限られない。
 - (5) 当協会が事前に書面をもって承認した場合を除き、本サイトを通じたサービスの提供以外を目的 として本サービスを使用した営業活動、本サイトを通じたサービスの提供以外の営利活動を目的 とした本サービスの利用、またはその準備を目的とした本サービスの利用。
 - (6) 相手方の事前の同意を得ずに、秘密情報を本サービスの目的外に使用し、口頭、書面、メール等の電子的媒体、インターネット上への書込み、写真のアップロード等の形式を問わず、第三者に開示または漏洩する行為(但し、産後ケアリストが、サービス利用者による児童虐待が行われていることを疑う合理的な理由がある場合に、行政機関へ行う通報については除外します。)
 - (7) 当協会の承諾なく、本サービスまたは本サイトの内容、システム等、本サービス又は本サイトに 関連する情報を本サービスの目的外に使用し、口頭、書面、メール等の電子的媒体、インターネット上への書込み、写真のアップロード等の形式を問わず、第三者に開示又は漏洩する行為
 - (8) 当協会の信用を毀損するような行為、またはそのおそれのある行為
 - (9) コンピューターウィルスその他有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為
 - (10) 本サービスの利用に関し、自らまたは第三者のために不正な利益を得ようとする行為
 - (11) 本サイトまたは本サイトに由来する素材に表示されている著作権、商標そのほかの財産権の表示を削除する行為
 - (12) 保険等の金融商品販売活動(相手方から事前に依頼があった場合を除く。)、政治活動、宗教 活動、マルチ商法等の勧誘行為
 - (13) 本利用規約に違反する一切の行為
 - (14) その他、当協会が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為
- 2. サービス利用者とサービス提供者が前項各号の禁止行為を行い、当協会または第三者に損害が生じた場合には、サービス利用者とサービス提供者は当協会または第三者に生じた一切の損害(弁護士費用を含む。)を賠償するものとします。
- 3. 第1項(4)号に違反したサービス提供者およびサービス利用者は、違約罰として、それぞれ30万円を当協会に支払うものとします。当協会は、必要に応じて、その額を減額することができるものとします。本

項の規定は、前項の規定を排除するものではなく、重畳して適用されるものとします。

4. 当協会は、第1項各号の禁止行為が行われ、または行われるおそれがあると判断した場合には、その弊害を除去し又は防止するため、合理的な範囲で適切な措置を行うことができるものとします。

第20条 お客様の声

- 1. サービス利用者は、産後ケアサービスの提供を受けたサービス提供者について、当協会事務局 (mamas.heaven@sango-care.jp) へ「お客様の声」を送ることができます。
- 2. 当協会は、「お客様の声」の内容を送付したサービス利用者に通知することなく、本サイト上に掲載することを含め、自由に転載、引用、開示、提供、出版、配信その他の方法により、無償で利用することができるものとし、サービス利用者はこれに同意します。また、サービス利用者は、当協会および当協会が指定する者に対し、「お客様の声」にかかる著作者人格権を行使しないことに同意します。

第21条 知的財産権

- 1. サービス利用者とサービス提供者は、本サイト及び本サービスに関連する一切の著作権、商標及びその他の知的財産権は、すべて当協会または当協会にその利用を許諾した権利者に帰属することを了承します。サービス利用者とサービス提供者は、当協会の事前の書面による承諾を得ない限り、、これらについて複製、譲渡、貸与、翻訳、改変、転載、公衆への送信(公衆への送信を可能とすることを含みます。)、転送、配布、出版、営業のための使用等をしてはならないものとします。
- 2. サービス利用者とサービス提供者は、本サイトを通じて送信したデータについて、当協会が、本サービスの提供、本サイト又は本サービスの広告宣伝又はプロモーションを目的とする範囲内において、当協会が必要と判断する処理を行った上で、本サイトおよび当協会と提携するサイト等において利用することを同意します。利用者は、当協会および当協会から権利を承継し又は当協会が許諾した者に対して、著作者人格権を行使しないことを同意します。
- 3. 前項の同意は無期限とし、サービス利用者とサービス提供者は、本サイトから退会した場合又は理由いかんを問わず登録が削除された場合であっても、前項の同意を取消し又は撤回できないことを確認し、 了承します。
- 4. 当協会は、当協会が次の各号に該当すると判断する場合、サービス利用者とサービス提供者への事前告知なしに、本サイトを通じて送信したデータを閲覧、閲覧禁止、削除又は当協会が適切だと判断する第三者に開示することができるものとし、サービス利用者とサービス提供者は、本サイト又は本サービスの利用の開始によりこれに同意したものとみなされます。当協会は、これらの措置によりサービス利用者とサービス提供者に生じる損害について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 法令に基づく処分又は命令があった場合
 - (2) 人の生命、身体、財産または名誉、プライバシーの保護のために必要があると当協会が判断した場合
 - (3) サービスの適切な運営上に必要があると当協会が判断した場合

第22条 個人情報

1. 当協会は、サービス利用者と産後ケアリストの個人情報その他のプライバシー情報を、プライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

2. サービス提供者は、本サービスの利用により知り得た他のサービス利用者の個人情報または家庭の事情等を産後ケアサービス契約の締結または当該契約の履行目的のみに使用することができるものとし、当該情報を第三者に開示、提供または漏洩してはなりません。

第23条 登録の抹消

- 1. サービス利用者とサービス提供者は、本サイトからの登録を抹消し、退会を希望する場合、第31条に定められる問い合わせ先より当協会に連絡し、当協会の定める方法に基づき退会することができます。
- 2. 当協会は、サービス利用者又はサービス提供者が第6条に該当する場合、事前通知なしにサービス利用者とサービス提供者の登録を抹消させ、退会させることができます。
- 3. サービス利用者とサービス提供者は、理由のいかんを問わず、本サイトへの登録が抹消された場合であっても、本サイトの登録抹消前に原因を有する一切の義務について、責任を免れるものではありません。

第24条 サービスの停止

当協会は、次の各号に該当する場合には、サービス利用者とサービス提供者に対する事前通知なしに、本サービスの提供を停止することができるものとします。当該停止により、サービス利用者とサービス提供者に損害が生じたとしても当協会は何ら責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスにかかるサーバーの保守、本サイトの障害復旧若しくは定期メンテナンス、又は本サービスについて仕様変更もしくは本サービスの瑕疵の修補等を行う場合
- (2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正、成立により本サービスの運営が困難または不可能になった場合
- (3) その他当協会がやむを得ない事由により本サービスの運営上停止が必要と判断した場合

第25条 規約変更、サービスの終了

- 1. 当協会は、新たなサービス提供、法令の変更、経済環境等の変動に対応するため、本利用規約を変更することができるものとします。当協会が、本利用規約を変更するときは、変更後の本利用規約の効力発生時期を定め、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及びその効力発生時期をインターネットの利用その他の方法により周知し、変更後の本利用規約の効力は、その効力発生時期に生じるものとします。
- 2. 当協会は、当協会が必要と判断した場合には、サービス利用者とサービス提供者に通知することなく、いつでも本サイト又は本サービスを変更又は終了することができるものとし、これらにより、サービス利用者とサービス提供者に生じた不利益又は損害について、一切責任を負わないものとします。
- 3. 本サイト又は本サービスが変更又は終了した場合であっても、これらの事象が生じる前にサービス利用者とサービス提供者との間で有効に成立したサービス契約は何ら影響を受けないものとします。

第26条 地位譲渡

1. サービス利用者とサービス提供者は、当協会の書面による承諾がなければ、本利用規約上の地位又は本利用規約に基づき生ずる権利義務について、第三者に対して譲渡、移転、担保設定又はその他の処分をすることができません。

- 2. サービス利用者とサービス提供者は、産後ケアサービス契約の相手方の書面による承諾がなければ、産 後ケアサービス契約に関する契約上の地位又は当該契約により生じる権利義務について、第三者に対し て譲渡、移転、担保設定またはその他の処分をすることができません。
- 3. 当協会が、本利用規約上の地位を第三者に譲渡する場合(事業譲渡、合併、会社分割等の形式を問いません。)につき、サービス利用者とサービス提供者は、本利用規約に基づき生じる権利義務及び本サービス利用に関して取得した全ての情報を、当協会が第三者に譲渡することについて、予め同意するものとします。

第27条 第三者との紛争

- 1. サービス利用者とサービス提供者の本サービスの利用につき、サービス利用者またはサービス提供者と 第三者との間で紛争が起こった場合、紛争の当事者であるサービス利用者またはサービス提供者の責任 および費用負担で当該紛争を解決するものとします。当該紛争により又はこれに関連して当協会および 第三者(他の利用者が当該紛争の相手方の場合、当該他の利用者を除きます。)が損害を被った場合に は、サービス利用者またはサービス提供者が単独で、もしくは当該紛争の相手方の他の利用者と連帯し てこれを賠償するものとします。
- 2. サービス利用者またはサービス提供者により第三者の権利の侵害があったときに、第三者からのクレームや請求に関して当協会に賠償金、その他の費用が発生した場合、紛争の当事者である当該する者が、当該賠償金その他の費用等(弁護士費用を含みます。)を負担するものとします。

第28条 可分性・優越性

- 1. 本利用規約の条項が、法令に抵触すると判断された場合又はいずれの当事者との関係においても法的拘束力を有しないと判断された場合、当該条項は、当該法令に抵触し又は法的拘束力を有しないと判断された限度で無効とみなされるものとし、本利用規約の他の全ての条項は有効に存続するものとします。
- 2. 本サイト上の表示と本利用規約の内容に齟齬がある場合には、いかなる場合においても本利用規約が優越するものとします。

第29条 免責

- 1. サービス利用者とサービス提供者は、本サイトの利用に起因又は関連して損害が生じた場合について、当協会に故意又は重過失がある場合に限り、当協会に対し損害賠償を請求することができるものとします。
- 2. 前項の規定に基づき損害賠償責任を負担する場合、サービス利用者とサービス提供者は、当協会が本サービスに関連して受領した金員の直近1年間の合計額を上限とすることに同意します。
- 3. 当協会は、本サイト上の、又は本サイトを経由して得られる情報が完全、正確又は最新のものであることを何ら保証するものではありません。当協会は、サービス利用者とサービス提供者がこれらの情報を使用又は依拠したことに関して、責任を負いません。

第30条 準拠法と裁判管轄

本利用規約は、日本法に準拠し、これによって解釈されます。本利用規約に起因又は関連して生じた全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第31条 問合せ先

本サイト又は本サービスに関して、不満や疑問点が生じた場合、退会を希望される場合には、以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先: mamas.heaven@sango-care.jp

◆定義集◆

- 1. 「当協会」とは、一般社団法人日本産後ケア協会のことをいいます。
- 2. 「サービス利用者」とは、産後ケアサービスの提供を受けるために本サービスを利用する者をいいます。
- 3. 「サービス提供者」とは、サービス利用者に対して、産後ケアサービスを提供するために本サービスを 利用する者をいいます。
- 4. 「産後ケアサービス」とは、産後の母子等に対し快適な環境を提供するなど、産後の母子等に提供されるサービス全般をいいます。
- 5. 「産後ケアサービス契約」とは、産後ケアサービスについて、サービス利用者とサービス提供者との間で締結される契約をいいます。
- 6. 「産後ケアサービス利用料」とは、サービス利用者が産後ケアサービスの対価として支払う利用料をいいます。
- 7. 「キャンセル料」とは、産後ケアサービス契約成立後、サービス利用者が当該契約を一方的に解約する場合に、サービス提供者に対して支払うべき金額をいいます。
- 8. 「紹介手数料」とは、サービス利用者又はサービス提供者が、本サービスを通じて、産後ケアサービス 契約を締結した際に当協会に対して支払う手数料をいいます。
- 9. 「反社会的勢力」とは、下記 a のいずれかに該当する者及び下記 b のいずれかに該当する行為を行った者をいいます。
 - [a] ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑦ ①から⑥に掲げる者(以下、暴力団員等といいます。)の共生者(暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)
 - ⑧ その他①から⑦に準ずる者
 - [b] ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤ その他前①から④に準ずる行為

- 10. 「秘密情報」とは、サービス利用者とサービス提供者が本サービス又は産後ケアサービスに関連して知り得た他のサービス利用者とサービス提供者の情報(口頭によるか書面によるかにかかわらず、また、提供される媒体を問いません。)をいいます。
- 11. 「プライバシーポリシー」とは、当協会が本サイト上において表示するプライバシーポリシーをいいます。
- 12. 「プロフィール」とは、本サイト上に表示される産後ケアリストの写真、氏名、保有資格等の情報をいいます。
- 13. 「本人確認書類」とは、運転免許証、旅券(パスポート)、個人番号カードその他公的機関が発行し、氏名、住居、生年月日の記載があり、当該公的機関が写真を貼り付けた証明書をいいます。
- 14. 「お客さまの声」とは、サービス利用者によるサービス提供者の産後ケアサービス契約の履行状況等に関する評価をいいます。

【平成 31 年 4 月 11 日制定】